

上越市災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で発生した災害により被害を受けた市民等への見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象災害)

第2条 この要綱による見舞金の支給の対象となる災害は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）又は上越市災害救助条例（昭和46年上越市条例第4号）が適用される災害及び市長がこれらに準ずると認める災害とする。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、前条に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したときに災害により被害を受けた住宅（居住の用に供する建物をいう。以下同じ。）に居住していた世帯の世帯主に対し、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給する。

- (1) 全壊又は流失 5万円
- (2) 大規模半壊 4万円
- (3) 半壊 3万円
- (4) 床上浸水 1万円

2 市長は、市税を前納している人で災害により住宅が被害を受けた人に対し、当該災害による被害を事由として市税に係る減免制度の適用を受けたとした場合に減免されるべき額を見舞金として支給する。

3 市長は、被害の程度の変化により支給する見舞金の額が増額となる場合は、既に支給した見舞金との差額を支給する。

4 市長は、災害により第1項各号に掲げる被害を受けた住宅以外の建物の所有者又は使用者で市長が特に必要と認める人に対し、同項及び前項の規定に準じて見舞金を支給することができる。

5 市長は、特に必要と認める場合は、見舞金の額を増額することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年8月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年9月13日から実施し、改正後の上越市災害見舞金支給要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月10日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成19年7月16日以後に発生した災害に係る見舞金の支給について適用し、同日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。